

## 想定される論点等（案）

### 1 はじめに

- (1) 獣医師養成の基盤となる獣医学教育は、導入教育から始まり、基礎・応用・臨床各分野の講義と実習により構成される。特に動物診療技術の高度化の現状や獣医療提供に対する多様な要請に獣医学臨床教育が応えていくためには、動物の臨床体験を通じ獣医師に求められる実践的能力を獣医学生に体得させることが重要である。
- (2) 専門職業人養成の高等教育課程において参加型の実習を課すことは不可欠とされ、既に医学・歯学教育分野において、また、薬学教育分野においては平成22年度から導入されることとなっている。
- (3) 獣医学の臨床教育課程においても「参加型臨床実習」の導入について、文部科学省「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において議論がなされ、コア・カリキュラムの整備をはじめその導入についての条件整備等を急ぐ必要があるとされた。
- (4) 「参加型臨床実習」とは、①獣医学臨床教育課程において、一定の条件の下で獣医学臨床の専門知識・技術として飼育動物の診療の行為を獣医学生自らが実施することで、②獣医学臨床に係る実践的技術・知識と態度を習得させるものと理解するが、その導入に当たっては、①獣医学教育における位置づけと大学における実施体制の整備とともに、②獣医学生が行う行為の適法性の関係に配慮した上で、飼育者との間の信頼の確保をはじめ、獣医学生の安全の確保等について留意する必要がある。

### 2 医学・歯学・薬学教育における制度的取り組み

#### (1) 制度としての体系化

##### ア 臨床実務実習モデル・コア・カリキュラムの整備

- ①事前学習、②学内病院実習、③学外臨床実務実習

イ 臨床実務実習参加のための事前評価システムの整備

- ①統一共用試験（①OSCE、②CBTなど）、②経費負担（システム整備と運営）

ウ 臨床実務実習の実施体制の整備

- ①基本方針、②統一ガイドライン、③実施条件（患者の同意、目的の正当性、行為の相当性）、④臨床実務実習の適用範囲（学生の医行為と指導資格者の関与など）、⑤経費負担（学内・学外対応）

エ コア・カリキュラムに基づく修得知識・技術の国家試験への反映

(2) 国・大学・関係機関・団体の役割

- ア 統一的実施に向けての厚生労働省、文部科学省の指導・支援

イ 大学間及び大学と第三者機関との連携

3 想定される主な論点

(1) 実施に当たり考えられる要件として

- ア 適法性の確保（違法性の阻却事由の確認）

(ア) 目的の正当性

大学の獣医学教育課程において、獣医師免許取得後に診療の業務を開始するに当たり最低限必要となる診療の行為に関する技術・知識の実践と診療態度（姿勢）を実地の実習により習得させるものであること。

(イ) 行為の相当性

- a 対象行為は、獣医師資格者の監督の下において行われるものであること。
- b 実行行為者である獣医学生は、事前学習により対象行為を獣医師資格者の監督の下で行い得るに足る知識・技術水準を備えている旨の確認が

行われているものであること。

- c 対象動物の飼育者に対し、事前の説明を行い同意が得られているものであること。

## イ リスク管理と結果責任の担保

### (ア) 全国統一の実施

獣医学臨床教育コア・カリキュラムに基づく「参加型臨床実習」として位置づけられ、統一的に定められた「参加型臨床実習」ガイドラインに基づき実施されるものであること。

### (イ) 責任の所在及び安全の確保

- a 行為により損害が生じた場合の責任の所在と損害賠償請求等に対する対策が講じられていること。
- b 「参加型臨床実習」に参加する獣医学生の参加意思の確認と安全確保対策。また、事故発生に備えた対策が講じられていること。

## (2) 対象とする行為の範囲及び実施に当たっての条件の検討に向けて

### ア 行為の範囲とランク付け

対象行為を獣医学生が行うことによるリスクと獣医師資格者教員の関与の度合いに応じた区分（ランク付け）の必要性

## イ 行為の実施場所（診療施設・農場など）等

### (ア) 大学附属家畜病院（動物医療センター）

学用動物、来院一般診療対象動物

### (イ) 学外施設の活用（連携・協力）の必要性

- a 行政機関等公設診療施設（家畜保健衛生所、食肉衛生検査所など）

b 農業共済診療施設、その他の民間診療施設  
卒後臨床研修施設の大臣指定制度があるが、新たに「参加型臨床実習」実施診療施設の認定制度導入の必要性

c 一般農場（野外）などの是非

ウ 行為の指導・監督

(ア) 大学担当獣医師資格教員の確保

(イ) 学外の獣医師資格指導者（指導獣医師認定制導入の必要性）

エ 教員体制、施設・設備条件

(ア) 「参加型臨床実習」の企画・調整、実施体制（教員、施設・設備等）の確保

(イ) 学外関係機関団体、診療施設との連絡・調整

(3) 「参加型臨床実習」の獣医学臨床教育カリキュラムにおける位置づけ

ア 大学の臨床実務実習としてどの範囲までの診療の行為を一定の条件の下で獣医学生に行わせるべきか（求めるべきか）。

（コア・カリキュラムに加え、アドバンス・カリキュラムにおける位置づけの必要性の是非を含む。）

イ 動物臨床実習の事前学習、学内動物臨床実務実習、学外（現場）動物臨床実務実習の各段階ごとのカリキュラムの整備

ウ 「参加型臨床実習」の全大学での取り組みを前提とした獣医師国家試験の出題の範囲等ともリンクさせるべき

(4) 「参加型臨床実習」参加獣医学生の資格の評価

ア 本人参加の意思確認

イ 事前学習による「参加型臨床実習」への参加到達度（水準）の確認

（ア）手法

a 各大学による人物考査と基礎的能力試験

b 全国統一の共通標準評価試験（共用試験）

・ C B T （コンピューターベース総合試験）

・ O S C E （客観的臨床能力試験）

c 共用試験による評価システムの構築と運用

（a）実施主体（システム整備、システム運営、試験準備、試験実施、採点など）

（b）経費（システム整備・システム運営など）の負担（支援）など

4 「参加型臨床実習」の安定的実施に向けての出口対策

（1）大学の共通した理解と大学間及び学術団体との連携・協力体制

（2）国の関与・支援の下での適正実施の確保

ア 高度専門職業人養成（大学教育改善、獣医療提供体制の整備、国家資格の付与）の立場で

イ 適法性と獣医療に対する信頼性の確保について法所管の立場で

（3）獣医師国家試験

「参加型臨床実習」の取り組みを視野に入れた獣医学臨床知識・技術及び態度の資質の評価

## 薬学教育における薬学実務実習の導入

### 1 前 提

- (1) 薬学教育6年制に伴う薬剤師養成の質の確保
- (2) 薬学実務実習は、大学学外薬局が主体

### 2 準備から実施導入までの期間

平成17年から体制準備にかかり、平成22年5月から開始  
(第三者評価は平成24年度開始を目途)

### 3 検討準備から実施の枠組み

#### (1) 意見交換等(養成問題懇談会(6者懇))

- ・厚生労働省、文部科学省、国公立大学薬学部長会議、  
(社)日本私立薬科大学協会、(社)日本病院薬剤師会、  
(社)日本薬剤師会
- ・平成19年5月:「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法に  
ついて(厚生労働省通知)」

#### (2) 実 施 体 制

##### ア 実務実習指導薬剤師の養成・認定

- ・厚生労働省支援(認定薬剤師養成事業)
- ・(財)日本薬剤師研修センター、(社)日本薬剤師会の協力等  
認定を受けようとする薬剤師は日本薬剤師研修センターのワーク  
ショップに参加

##### イ 実務実習施設の選定(薬学実習学生とのマッチング)

- ・薬学教育協議会、病院・薬局実務実習調整機構、各薬学大学
- ・選定施設の文部科学省への届出・審査

ウ 薬学共用試験（CBT、OSCE）

- ・実施母体：特定非営利活動法人薬学共用試験センター（全国薬科大学長・学部長会議、国公立大学薬学部長会議、（社）私立薬科大学協会）
- ・試験は各大学で実施

エ 薬学実務実習

- ・薬学教育協議会（大学、（社）日本病院薬剤師会、（社）日本薬剤師会、薬局・病院）
- ・実習参加経費（標準額）：1人27万円（大学が実習受け入れ施設に支出）

オ 薬学教育の第三者評価（平成24年度からの開始を目的）

- ・（社）日本薬学会（薬学教育改革大学人会議）で検討
- ・実務主体：（社）薬学教育評価機構（全国薬科大学長・学部長会議、国公立大学薬学部長会議、（社）日本私立薬科大学協会）

## 獣医療における動物の診療とは

### 1 獣医師法関係条文抜粋

#### ○獣医師法第17条（飼育動物診療業務の制限）

獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診察を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

#### ○獣医師法第27条

次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 第17条の規定に違反して獣医師でなくて飼育動物の診療を業務とした者
- 2 （略）

### 2 飼育動物の診療の範囲の解釈通知

平成18年9月1日付け18消安第6373号（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）関係部分抜粋

「獣医師法第17条に規定する飼育動物の診療とは、飼育動物の疾病についての診察、診断、治療その他の獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味する（後略）」